



2025年7月7日

各位

会社名 株式会社ジモティー
代表者名 代表取締役社長 加藤貴博
(コード番号: 7082 東証グロース)
問合せ先 取締役 コーポレート担当 堀直之
(TEL. 03-6630-2450)

(開示事項の経過)

第11回新株予約権(有償ストック・オプション)の一部の無償取得及び消却
並びに一部の譲渡承認に関するお知らせ

当社は、2021年4月14日付「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」に基づき、2021年4月30日に発行いたしました募集新株予約権(以下、「本新株予約権」という)につきまして、一部無償取得した上で、これを消却すること、また、本新株予約権を保有していない取締役1名に対する一部の譲渡を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の内容

株式会社ジモティー 第11回新株予約権

取締役会決議日	2021年4月14日
発行した新株予約権の割当対象者、人数及び割当個数(株数)	当社役職員 8名 5,097個(1,019,400株)
発行時における新株予約権の払込金額の総額	509,700円
新株予約権の行使価額	本新株予約権1個当たり221,000円 (1株当たり1,105円)(注)
新株予約権の行使期間	2021年4月30日から2031年4月29日まで
新株予約権の行使の条件	① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生

	<p>じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
2025年7月6日現在の新株予約権の保有人数及び残存個数（株数）	<p>8名 5,097個（1,019,400株）</p> <p><内訳></p> <p>当社取締役 2名 4,623個(924,600株)</p> <p>当社従業員 3名 297個(59,400株)</p> <p>退任者・退職者 3名 177個(35,400株)</p>
2025年7月7日付で消却する新株予約権の個数（株数）	4,672個（934,400株）
2025年7月7日付で新株予約権を譲り受ける人数及び個数（株数）	<p>1名 91個（18,200株）</p> <p><内訳></p> <p>当社取締役 1名 91個(18,200株)</p>
2025年7月7日現在の新株予約権の保有人数及び残存個数（株数）	<p>5名 425個（85,000株）</p> <p><内訳></p> <p>当社取締役 3名 346個(69,200株)</p> <p>当社従業員 1名 59個(11,800株)</p> <p>退任者・退職者 1名 20個(4,000株)</p>

注：2025年6月13日付「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年7月1日に実施した株式分割に伴う調整後の行使価額です。

2. 2021年4月30日に本新株予約権を発行した理由
- 当社は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、有償にて本新株予約権を発行いたしました。本新株予約権には、株価が一定水準を下回った場合に行使を義務付ける「強制行使条件」が設定されており、付与対象者である当社役職員が株価下落に対する一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有するスキームとなっております。
3. 本新株予約権を一部無償取得した上で消却する理由
- (1) 中期目標達成に向けたコミットメント強化
- 2025年2月14日付決算説明資料で公表した中期数値目標の達成に向け、現行の本新株予約権よりも「業績達成条件付の株式報酬等」の方が役職員のコミットメントをよりの確に引き出すと判断したため。
- なお、「業績達成条件付の株式報酬等」の発行可否、内容、個数、その他条件については現時点では未定であり、今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。
- (2) 責任範囲に応じた再配分の必要性
- 本新株予約権割当以降の退職・退任および人事異動により、本新株予約権保有者の役割や責任範囲が変動していることから、株価・業績向上に対する責任に応じてインセンティブを再配分することが適切と考えたため。
- なお、この観点から、上記のとおり、本新株予約権を保有していない取締役1名に対する一部の譲渡を承認することとしております。

(3) 消却により株主利益を損なう可能性が低いこと

本日付東京証券取引所終値（1,120円）が行使価格（1,105円）を上回っており、本新株予約権の無償取得及び消却によって株主利益を損なう可能性が低いと判断したため。

2025年7月6日現在、新株予約権における潜在株式は1,019,400株であり、発行済株式総数9,970,826株の10.2%に相当しており、希薄化リスクを抑えながら中期目標達成に向けた適切な内容の株式報酬等を適切な対象に対して付与するためには、まずは既存の本新株予約権の一部を取得の上で消却すべきと判断し、本新株予約権保有者と協議した結果、本新株予約権の一部を取得の上で消却することを決議いたしました。

また、本新株予約権の一部の無償取得及び消却並びに譲渡が行われた後、現任の取締役（社外取締役を除く。）3名は本新株予約権を継続保有することにより、引き続き株式下落の責任を持つとともに、業績向上及び株主価値の向上にコミットいたします。

4. 本新株予約権の譲渡を承認する理由

「3. 本新株予約権を一部無償取得した上で消却する理由」（2）と同様に、責任範囲に応じて本新株予約権を再配分することが適切であると判断したため。

5. 新株予約権の消却日

2025年7月7日

6. 今後の見通し等

本件による当社の業績に与える影響は軽微であります。

以 上